

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

1．改正の趣旨

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。)第 4 条により、特定外来生物の飼養等は原則禁止されている。

厚生労働省等は、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に係る検査等を行っているが、当該行為に伴い、外来生物法に基づき飼養等が禁止されている特定外来生物が飼養等される場合がある。しかし、これらの検査は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする同法の主旨を達成する上で必要不可欠のものであり、以下の措置を講じる必要がある。

2．改正の内容

外来生物法第 4 条第 2 号の主務省令で定めるやむを得ない事由(適用除外)として、「厚生労働省等が食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に係る検査等に伴って保管又は運搬をするものであること」を施行規則第 2 条に追加する。